

**2013年以前適用**  
(2014年1月以降の報告については、下記アドレスに掲載の「海外預金の残高に関する報告書」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令  
主務官庁：財務省

海外預金の残高に関する報告書  
( 年 月末)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名\_\_\_\_\_

報告者の区分(該当分に○)

1. 公的 2. 銀行 3. その他

住所又は所在地\_\_\_\_\_

責任者記名押印

又は署名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

- 1 報告通貨(該当分に○) イ. 円(2. に換算方法を記入) ロ. 円以外( )  
( ( )内に通貨名を記入すること。)
- 2 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○。ハの場合には( )内に使用した換算レートを記入すること。)  
イ. 月中平均レート      ロ. 月末レート      ハ. その他<社内レート等>  
( )

(単位：百万円・千通貨単位)

海外預金残高	
--------	--

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
  - 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
  - 3 「海外預金残高」欄には、月末残高が1億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が1億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。
  - 4 本省令別紙様式第15の2により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。
  - 5 原通貨により報告する場合は、通貨別に別葉にすること。

(日本工業規格A4)

## 2013年以前適用

(2014年1月以降の報告については、下記アドレスに掲載の「海外預金の残高に関する報告書」をご参照ください。 <http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第5-4

### 「海外預金の残高に関する報告書」の記載要領

#### 1. 報告の対象と報告を要する者

次に該当する海外預金残高を有する居住者（日本銀行、承認銀行等及び報告省令第23条の規定による報告をする銀行等を除く）

##### (1) 対象取引

非居住者（非金融機関を含む）に対する預金契約に基づく債権の月末時点での残高。なお、預金契約には非居住者（非金融機関を含む）に対する預け金、保証金、担保金等を含むが、以下の取引は本報告書の対象外とする。

(イ) 報告省令別紙様式第15の2により報告した証券の貸借取引に伴う現金担保金

(ロ) 報告省令別紙様式第27により報告したデリバティブ取引に伴う担保金・証拠金

##### (2) 報告が必要となる金額

月末時点における残高が1億円相当額を超える口座又は預け先について報告を要する。なお、報告必要金額の判定にあたっては、金融機関に開設する口座の場合は1口座毎に、金融機関以外の非居住者に対する預け金については1先毎に1億円相当額を超えるか否かで判定すること。ただし、当該月末残高が1億円相当額以下のものを含めて報告しても差し支えない。

#### 2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第32条

#### 3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：国際収支課国際収支統計グループ 03-3277-1532

#### 4. 報告書に計上する時期

毎月末現在

#### 5. 報告書の提出期限

翌月20日<sup>(注)</sup>（休日の場合はその前営業日までに提出して下さい）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

(注) ただし、居住者が非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため、他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく預金勘定の残高に関する報告については、上記報告期限にかかわらず、当該預金勘定の月末における残高が1億円に相当する額を超えた月から3か月以内に提出することができる。

#### 6. 提出部数

1部

#### 7. 報告書の提出要否を判定するために使用する換算レート

海外預金残高が1億円相当額を超えるか否かの判定にあたっては、入出金が行われた日の属する

## 2013年以前適用

(2014年1月以降の報告については、下記アドレスに掲載の「海外預金の残高に関する報告書」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第5-4

月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算すること。なお、月中に残高の動きが無かった場合においても、当該月の外国為替相場ではなく、最終的に入出金等が行われた日の属する月の末日における実勢外国為替相場で判定すること。

### 8. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：イ. 円建に集計して報告する場合：百万円単位（単位未満四捨五入）  
ロ. 原通貨で報告する場合：千通貨単位（単位未満四捨五入）
- (2) 外貨から円貨に換算する場合のレート：以下のいずれかのレートにより換算すること。
  - イ. 月中平均レート
  - ロ. 月末レート
  - ハ. その他（社内レート等）

### 9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄  
西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者」欄  
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。  
氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。  
押印は不要。
- (3) 「報告者の区分」欄  
「1. 公的」の対象は、国民経済計算体系（SNA）上の中央政府、地方政府、社会保証基金及び公的金融法人とする。
- (4) 「責任者記名押印又は署名」欄
  - イ. 報告の提出につき授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。
  - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
  - ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。
- (5) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
  - イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
  - ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (6) 「1. 報告通貨」欄  
本報告書は円建に集計のうえ報告するほか、原通貨で報告しても差し支えない。原通貨で報告する場合は、「ロ. 円以外」のかっこ内に通貨名を記入し、原通貨ごとに別葉にて集計のうえ報告すること。

## 2013年以前適用

(2014年1月以降の報告については、下記アドレスに掲載の「海外預金の残高に関する報告書」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第5-4

- (7) 「2. 外国通貨の本邦通貨への換算方法」欄  
「ハ. その他」の場合は、かっこ内に具体的な換算方法を記入すること。